内閣衆質一六五第二四五号

平成十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による観光、 視察目的の北朝鮮訪問に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による観光、 視察目的の北朝鮮訪問に関する質問に対する答弁

書

一について

流動化する国際情勢を踏まえ、 より機動的な情報収集・分析を可能とするため、 国際情報統括官及び国

際情報統括官の職務を助ける国際情報官四人を置いたものである。

二から四までについて

外務省国際情報局分析第二課は、 アジア、 大洋州、 中東及びアフリカに関する国際情勢に関する情報の

収集及び分析並びにこれらの地域に関する調査に関する事務等をつかさどっていた。 現在は、 外務省組織

令 (平成十二年政令第二百四十九号) 第十四条により、 国際情報統括官が国際情勢に関する情報の収集及

び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事務をつかさどることとされている。

五について

外務省国際情報局分析第二課首席事務官は、 分析第二課長を補佐し、 同課の事務を総括していた。

六について

_-

外務省職員の私的な北朝鮮渡航に関する内規は存在する。

七について

外務省として、御指摘の事実があると承知している。

八及び九について

外務省として、御指摘の訪問は公務ではなかったと承知しており、当時の状況等その詳細を把握してい

ないため、その他のお尋ねについてお答えすることは困難である。